

令和7年12月9日

お客様各位

青森県信用組合

「災害復旧ローン」の取扱いについて

このたびの、「令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震による災害等」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱期間 令和7年12月9日(火) ~ 令和8年5月29日(金)

2. 「災害復旧ローン」の概要

次の要件を全て満たす方(個人)

	制度内容
対象者	<p>①対象となる災害(令和7年12月8日青森県東方沖を震源とする地震)により被害を受けた災害救助法適用市町村に居住している、申込時の年齢が満20歳以上で完済時年齢が満81歳未満の給与所得者及び個人事業者</p> <p>②当組合と下記の取引実績(同居の家族を含む)が1つ以上ある方</p> <ul style="list-style-type: none">・給与または年金の振込取引・定期性預金取引(定期・定積・財形等)・公共料金自振取引(電気・ガス・水道・NHK・電話のうち2種類以上) <p>※上記のいずれにも該当しない方についてもご相談をお受けします。</p> <p>③保証会社の保証・再保証が受けられる方</p>
資金用途	<p>災害復旧のための資金</p> <p>①住宅の補修・修繕資金など</p> <p>②家具・家電製品等の修理、買い換え資金</p> <p>③車両の修理、買い換え資金</p>
融資金額	500万円以内
融資期間	10年以内
融資利率	固定金利 年1.50%
担保・保証人	原則不要、但し保証会社が条件とした場合は必要となります。
取扱店	全営業店
必要書類	<p>①罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など)</p> <p>②本人確認書類(運転免許証など)</p>

以

【お問い合わせ先】

上

青森県信用組合 業務推進部 担当：秋谷

青森市大字浜田字玉川207番1 TEL 017-739-7115 FAX 017-739-7401

E-mail:kenshin_7115@herb.ocn.ne.jp